

第 2 5 回

島原市農業委員会総会議事録

平成 2 2 年 6 月 3 0 日

第 2 5 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 2 年 6 月 3 0 日 (水) 1 4 時 0 0 分
2. 閉会日時 平成 2 2 年 6 月 3 0 日 (水) 1 4 時 2 0 分
3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 3 0 名 欠席者 1 名
5. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可について
 - 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 非農地証明願について
 - 第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画案について
6. 報告事項
 - 合意解約及び使用貸借解約通知書について

議長

只今より、第25回島原市農業委員会総会を開会します。

本日、4番委員は所用のため欠席との連絡がっております。

出席委員は31名中30名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、19番委員、20番委員を指名します。

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の許可申請の1番から4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の1番の譲受人について、新規就農者で、農機具は耕耘機、管理機を1台ずつ所有、トラクターを借りて使用します。

すべての許可要件を満たしております。

2番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具は耕耘機、動噴、管理機をそれぞれ1台ずつ、所有しております。すべての許可要件を満たしております。

3番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクターを所有しており、すべての許可要件を満たしております。

4番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、田植機、管理機、動噴をそれぞれ1台ずつ所有しております。すべての許可要件を満たしております。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番について28日に担当地区の委員、3人で現地を確認してきましたので報告します。

譲受人は新規に農業を始めるために農地の取得を希望しております。現地を確認しましたが農地としてすぐに利用できる場所でした。就農者は譲渡人夫婦と両親で、技術、営農指導者として、親戚にお願いします。担当地区の委員としては、計画的に農業を始めるとのことですので、問題なしとの結論に達しました。

2番について、譲受人は40年の農作業歴があり、夫婦と子供の3人で農業を行っており、今回は生前贈与のためのもので、通作距離は150メートルで、問題ありません。

3番について、譲受人は40年の農作業歴があり、夫婦と子供夫婦の4人で農業を行っております。

今回は生前贈与のためのもので、通作距離は300メートル、意欲的に農業に取り組んでおり、問題ありません。

4番についても、親子間での生前贈与です。夫婦で農業を行っており、40年間の農作業歴があります。通作距離も5分で行けるところにあり、何ら問題ありません。

議長

1番から4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、1番から4番は許可することに決定してよろしいでしょうか。

(「なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案の所有権移転による許可についての1番から4番は、許可することに決定します。

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案農地法第5条の1番について、譲受人は申請地に住宅1棟を建築したいとのことです。申請地は都市計画区域の第3種農地になっております。被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は道路をはさんで水路、南側は水路、東側は申請人所有の農地、西側は許可済み地になっております。雨水について自然流下により水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり、問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第2号議案の2番と第3号議案の1番は関連がありますので同時に上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

2番について、譲受人は申請地を譲り受け、同時3号議案1番の非農地証明申請地と一体的に自宅への進入路として利用したいとのことです。申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。

第3号議案1番の非農地証明願については、2号議案2番の北側及び東側の進入路及び宅地の敷地で、昭和42年月日不詳頃より進入路及び宅地の敷地として利用しているとのこと。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、東側は同時3号議案、非農地証明願の1番の道路、南側は譲渡人所有の農地、西側は宅地になっております。又、第3号議案の1番の非農地証明申請地は自宅への進入路と

して利用されていることも確認できました。非農地証明申請書を交付することに何も問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認め、第3号議案1番、非農地証明申請書を交付することで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による2番は許可相当と決定し、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

第2号議案の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番について、使用借人は申請地に住宅を増築したいとのことです。申請地は農業振興地域内の、農用地除外になっております。被害防除計画については、別途添付しておりますので、説明を省略させていただきます。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は使用貸人の宅地、南側、東側及び西側は使用貸人の農地になっております。雨水については溜めますより放流、污水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となっております。周囲の状況から見て何も問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

4番について、譲受人は申請地を事務所兼住宅として利用したいとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、東側は山林、南側、西側は道路になっております。雨水、生活雑排水は道路側溝へ放流、汚水はくみ取り、ということで問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第3号議案非農地証明願の2番について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案非農地証明願の2番について、申請人は昭和56年月日不詳ころより宅地として利用しているとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、西側は水路をはさんで道路、東側は申請人所有の農地、南側は農地になっております。建物を見ると、建築されて充分20年以上たっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、非農地証明を交付することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画案について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の承認を得ようとするものです。

耕作権の新規設定	5件	12筆	7,272㎡
耕作権の再設定	16件	44筆	42,345㎡
合 計	21件	56筆	49,617㎡

所有権移転については7ページのとおりです。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、農用地利用集積計画を承認することに決定します。

議長

合意解約等については8ページに記載のとおりでありますのでご報告します。

これで、第25回島原市農業委員会総会を閉会します。

以上、議事の顛末に相違ないことを証するため

議長は、議事録署名委員と共に署名する

議 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____

